

上下水道料金の助成について

市では社会福祉施策の一環として、水道料金等に滞納がなく、低所得者の世帯（生活保護法の適用を受けている世帯を除く）のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる世帯を対象に、上下水道の基本料金の一部を助成します。

■対象となる世帯は？ ※世帯の判定は住民基本台帳によります。

区 分	具 体 的 な 条 件	所得制限
高 齢 者 世 帯	65 歳以上の一人暮らし世帯および 75 歳以上の世帯	住民税が 非課税の 世 帯
障がいのある人が いる世帯	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級 所持者のいる世帯	
ひとり親世帯	母子・父子家庭や祖母・祖父等が親代わりの世帯（児童扶養手当を支給される 世帯の保護者扱いと同様とする）で世帯主が上下水道料金の支払者	
水道使用量が少ない世 帯	水道だけを使用し（井戸水や山水を使用しない）、 <u>前年度 1 年間の毎月 の使用量が 5 m³以下</u> の一人暮らしなどの世帯で市長が認めるもの	

■1 か月あたりの助成額は？ ※消費税 10%を含みます。

○水 道 料 金

メ ー タ ー 口 径 13 ミ リ	対象期間 (請求月)	基 本 料 金			助成後の納付額 (助成額を差し引いて請求いたします)
		通常料金	助 成 額	助成後の料金	
	令和 7 年 4 月～	2,420 円	770 円	1,650 円	基本料金 1,650 円と超過料金 (超過 1 m ³ あたり 187 円)

メ ー タ ー 口 径 20 ミ リ	対象期間 (請求月)	基 本 料 金			助成後の納付額 (助成額を差し引いて請求いたします)
		通常料金	助 成 額	助成後の料金	
	令和 7 年 4 月～	2,970 円	1,010 円	1,960 円	基本料金 1,960 円と超過料金 (超過 1 m ³ あたり 187 円)

○下水道使用料 ※合併浄化槽区域の方も助成対象となります。

基 本 使 用 料			助成後の納付額 (助成額を差し引いて請求いたします)
通常使用料	助 成 額	助成後の使用料	
1,210 円	210 円	1,000 円	基本使用料 1,000 円と超過使用料 (10 m ³ を超え 30 m ³ 以下の分 154 円 30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の分 187 円 50 m ³ を超える分 220 円)

該当される世帯の人は、所定の申請用紙を水道管理課 (☎ 63-3129) またはお住まいの各市民局へ提出してください。